

岡 教 互 第 1 9 3 号
令和 6 年 1 月 5 日

所 属 所 長 殿

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長

令和5年度互助組合特別掛金の取扱について

令和5年度互助組合特別掛金について、次のとおり取り扱いますので、貴所属所会員に周知方よろしくをお願いします。

記

1 特別掛金の納入対象者

令和6年1月1日現在、**扶養手当の支給対象となっていない扶養家族**を有する会員

※ 上記扶養家族とは、会員が加入する共済組合等で被扶養者として認定された配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族をいう。

2 特別掛金の額

上記扶養手当の支給対象となっていない扶養家族1人につき 700円（年間）

3 徴収時期

令和6年2月給料支給時

4 その他

（1）県費教職員、岡山市負担教職員（会員番号の頭文字がA・K・5の職員）

該当者の特別掛金額は、令和6年2月給与明細の「互助会関係引去内訳」欄に記載されます。

（2）市町村費職員、岡山市負担教職員（会員番号の頭文字がA・K・5以外の職員）

該当者の特別掛金額は、令和6年1月「掛金保険料等徴収明細書」で事前に通知します。

（記載例：特別(予)〇〇〇円）

また、令和6年2月「掛金保険料等徴収明細書」の特別掛金欄に引去り額を記載します。

（3）育児休業中の会員

特別掛金も免除となります。（ただし、2月中途で復職する者を除く。）

（4）短時間勤務の会員

令和6年2月1日現在、短時間勤務の会員については、特別掛金は対象外となります。

<連絡先>

岡山県教育庁 福利課内
岡山県教育職員互助組合
互助経理班
086-226-7609